

(提言)「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」

## 1 現状及び問題点

日本では、13 人に一人が性的マイノリティとされる。しかし、その多くが社会生活や学校生活で様々な困難を抱えている。国連人権諸機関が日本政府に対して示す勧告を尊重し、包括的な根拠法の制定及び関連法の改正が求められる。

## 2 提言の内容

### (1) 差別解消のための根拠法の制定と包括的な法政策の策定の必要性

性自認の尊重、身体に関する自己決定権の尊重、婚姻を含む共同生活の保障、教育上の権利、雇用・労働における均等待遇に関する規定をもつ包括的な権利保障法が求められる。

### (2) 急がれる法改正—民法・特例法・個人情報保護法

民法を改正して婚姻の性中立化をはかること（同性カップルの婚姻を容認すること）「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の名称変更と要件緩和を行うこと、個人情報保護法の不利益取扱い禁止規定に性的マイノリティの権利を導入し、「要配慮個人情報」に「性的指向と性自認」の文言を追加することが急務である。

### (3) 「学ぶ権利」の包括的保障—自尊感情の育成と「アライ（支援者）」の増加

「修学支援」「在籍保障」「入学保障」の三面にわたって「学ぶ権利」を包括的に保障する必要がある。「入学保障」に関して、女子校・女子大へのトランスジェンダーMTF の入学を認めることが望まれる。性の多様性に関する教育の低学年での導入、ハラスメント防止研修の強化、性別記載欄・通称名使用・施設利用について必要な改善を行うべきである。

### (4) 安全に働く権利の保障—ガイドラインの策定と先進的取り組みへの支援

性的マイノリティが尊厳をもって安全に働けるように、ガイドラインの策定、性自認に即した服装やふるまいの尊重、トイレ等の施設利用の便宜、ハラスメント防止対策の徹底に努め、先進的な取り組みを積極的に支援することが必要である。